

平成 21 年 2 月 27 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 三 木 茂
(コード番号：3807 大証ヘラクレス)
問 い 合 わ せ 先：
取 締 役 管 理 本 部 長 上 中 淳 行
電 話 番 号 03(5212)8790(代表)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 2 月 13 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、追加訂正箇所は■を、削除箇所は___を付して表示しております。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 省略

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります(変更案第 6 条第 3 項、第 11 条)。

(3) 省略

(4) 株主の権利行使に際しての手續等について株式取扱規程において定めることを明確にするため所要の変更を行うものであります(変更案第 7 条)。

(5) 予め選任された補欠監査役

会社法第 329 条第 2 項の定めに基づき選任する補欠監査役の予選の有効期間を延長させるとともに補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明文化するものであります。

(6) 省略

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 9 条 ~ 第 11 条 (省 略)	第 8 条 ~ 第 10 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 11 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に

現行定款	変更案
<p data-bbox="331 185 807 342">定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="189 376 584 409">第 13 条 ~ 第 33 条 (省 略)</p> <p data-bbox="197 443 296 477">(任期)</p> <p data-bbox="189 477 807 696">第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p> <p data-bbox="437 730 560 763">(新 設)</p> <p data-bbox="437 857 560 891">(新 設)</p>	<p data-bbox="970 185 1445 315">定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="834 376 1283 409">第 12 条 ~ 第 32 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="834 443 933 477">(任期)</p> <p data-bbox="834 477 1230 533">第 33 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1046 633 1230 667">(現行どおり)</p> <p data-bbox="887 730 1445 981">3. <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

以 上